

【奨学金】継続願提出について

あなたは短大1年生かつ貸与奨学金+給付奨学金を利用して
います。

つきましては、下記掲載の資料を全てダウンロードし、下書き用紙を作成の上、
継続願を提出してください。

万が一、不備等ありましたら訂正をしてもらうこととなります。

二度手間にならないよう、資料をよく読んで間違いがないよう手続きを進めて
ください。

日本学生支援機構継続願の提出方法について

1. 継続願提出までの流れ

以下の流れでパソコン入力を完了させてください。

- ① エマージェンシーコール記載の URL より、書類一式をダウンロード

↓

- ② 記入例等を見ながら、下書き用紙を正確に作成

※特に生計維持者の所得金額入力欄、あなた自身の収入・支出金額入力欄は注意してください！

↓

- ③ 下書き用紙を見ながら、スカラネットパーソナルよりパソコン入力

↓

- ④ 手続き完了

※不備・訂正等ありましたら、今後学生係より電話もしくはメールにて連絡することがありますのでその際是对応をお願いします。また、不備内容が学費金額のみ、NG ワードのみ等、学生係にて訂正できる場合は連絡せず、こちらで訂正させていただくことがあります。予めご了承ください。

2. 提出について

- ① 継続願の提出はスカラネットパーソナルより、パソコン入力を行ってください。

※ スカラネットパーソナル未登録者はまず新規登録してください。

スカラネットパーソナルは下記の URL からでもアクセスできます。

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>

※ 継続を希望しない場合も「希望しない」で提出する必要があります。

- ② 正しく手続きが出来た場合は「受付番号」が表示されるため、印刷を行ってください。
受付番号が表示されない場合は、正しく手続きが出来ていませんので、もう一度やり直してください。

3. パソコン入力提出期限

12月21日（月）～1月4日（月）

※年末年始のため、12/29（火）～1/3（日）は利用できませんので注意してください。

※ **継続願はパソコン入力のみとなりますので、学生係への下書き用紙提出はありません。**

※ 提出が無い場合は強制的に廃止となり、令和3年4月からの奨学金貸与は行われません。

※ 「貸与の辞退」を選択された方、または、「返還の自覚がない」を選択された方も、令和3年4月からの奨学金貸与は行われません。

！ 注意事項 ！

以下の記載事項については特に注意をしてください。

◆ 1 種・2 種どちらも貸与されている方は、**それぞれの継続願の提出が必要です。**

◆ 学費は以下の通りです。

○ **1 年：看護/放射：150 万、検査/医工：140 万、食栄：90 万、こども：88 万**

○ **2 年：看護/放射：145 万、検査/医工：135 万**

○ **3 年：看護/放射：145 万、検査/医工：135 万**

※減免対象者には別途学費をメールにて連絡します。メールが届いた方はメールに記載の学費を入力してください。

◆ 支出欄「**その他**」は**最低でも、大学 1 年生：20 万円／短大 1 年生：18 万円**です。

入学金 20 万円もしくは 18 万円は減免になっていない限り全員計上しないといけません！

◆ **収入－支出の差額（0～35 万円）を確認**してください。

差額が 0～35 万円になっていない場合は、学費や入学金は変更できないのでそれ以外の項目

で金額を調整してください。

→ 差額が 36 万円以上になった場合、経済的に余裕があるとみなされ、奨学金を減額もしくは

は廃止される可能性があります。

◆ 「**ローン**」「**習い事**」「**遠征費**」等は **NG ワード**となりますので記述欄に使用しないでください。また、

記述は **8 割程度**記入してください。記入していない場合は訂正してもらいます。

◆ 所得欄は、給与所得がそれ以外（自営業等）かで記入してください。適当に埋めないようにし

てください。また、所得欄の「主として家計を支えている人」「その他の家計を支えている人」は、

収入金額が高い人＝主、収入金額が低い人＝その他になります。

父＝主、母＝その他とは限りませんので注意してください。

！ 経済状況について！

★パターン① 給与所得（給料をもらっている）の場合

1)給与所得の場合 源泉徴収票等の支払金額	<input type="text" value="350"/>	万円
2)給与所得以外の場合 確定申告書の控における収入・売上金額	<input type="text"/>	万円
所得金額	<input type="text"/>	万円

埋めるのは1番上の枠だけ。

★パターン② 給与所得以外（自営業など）の場合

1)給与所得の場合 源泉徴収票等の支払金額	<input type="text"/>	万円
2)給与所得以外の場合 確定申告書の控における収入・売上金額	<input type="text" value="750"/>	万円
所得金額	<input type="text" value="200"/>	万円

埋めるのは下2つの枠だけ。

収入・売上から経費等を引いた額が所得となるので、収入・売上 > 所得となる。
つまり、下のようになることはありえない。

2)給与所得以外の場合 確定申告書の控における収入・売上金額	<input type="text" value="0"/>	万円
所得金額	<input type="text" value="200"/>	万円

★パターン③ 給与所得 + 給与所得以外（会社勤めと自営業両方）の場合

1)給与所得の場合 源泉徴収票等の支払金額	<input type="text" value="400"/>	万円
2)給与所得以外の場合 確定申告書の控における収入・売上金額	<input type="text" value="900"/>	万円
所得金額	<input type="text" value="150"/>	万円

すべての枠を埋める。

「主として家計を支えている人」と

「その他の家計を支えている人」の決め方

支払金額もしくは所得金額（収入・売上金額ではない）で比較し、

「主として家計を支えている人」=収入が高い人

「その他の家計を支えている人」=収入が低い人

となります。

仮に、お父さんお母さんがいて2人とも働いていても

「主として家計を支えている人」=父

「その他の家計を支えている人」=母

になるとは限りません。あくまでも金額で比較！

例)こんなパターンもあります。

父：自営業

1) 給与所得の場合	源泉徴収票等の支払金額	<input type="text"/>	万円
2) 給与所得以外の場合	確定申告書の控における収入・売上金額	750	万円
	所得金額	200	万円

母：会社勤め

1) 給与所得の場合	源泉徴収票等の支払金額	350	万円
2) 給与所得以外の場合	確定申告書の控における収入・売上金額	<input type="text"/>	万円
	所得金額	<input type="text"/>	万円

これとこれを比較。つまり・・・

「主として家計を支えている人」=母

「その他の家計を支えている人」=父

となります。

4. あなたは現在家族と同居していますか。

- (1)はい
- (2)いいえ

6. あなたの2019年12月(2020年4月入学者は2020年4月)から2020年11月の収入に関する金額を記入してください。
収入及び支出の種類別に記入し、二重に計上しないよう気をつけてください。(金額は1万円未満を切り捨てて記入)

収入計算のポイント

月額ではなく、1年間(または9ヶ月(2020年4月入学)の収入を計算してください。

【例】毎月3万円ずつ家庭から送金を受け、そのほかに、授業料(70万円)のうち半分の35万円を家庭が直接学校に支払った。残りの授業料(35万円)は、機構の奨学金から30万円を支払い、毎月2万円の長期アルバイト給与と短期アルバイトの給与1万円の計3万5千円を支払った。

家庭からの送金 36万円(3万円×12ヶ月)×12ヶ月(2020年4月入学は9ヶ月)÷35万円=71万円 ⇒ 「1」家庭からの給付に記入
長期アルバイト 24万円(2万円×12ヶ月)÷2020年4月入学は9ヶ月 ⇒ 「4」アルバイト等収入に記入

あなたの収入の種類	円	千	百	円	注意事項等
1) 家庭からの給付 (親類が支払った、授業料/施設費等の学校納付金・奨学金・給付金等)				万円	・家庭があなたに代わって直接学校へ支払った額も含めて計算してください。 ・自宅通学の方で家庭が負担した授業料、家庭から一般納付に支出される費用のうち、あなたの分として計算することが難しい費用は、収入及び支出から除いてください。 以下の奨学金は自動表示に含まれていません。2019年12月から2020年11月に満了された金額をご自分で確認し、5. 6)「その他」に含めてください。 ・第一種奨学金と合わせて振り込まれた「入学時特別増額奨学金等奨学金」 ・第二種奨学金と合わせて「入学時特別増額奨学金」が振り込まれた場合は自動表示に含まれます。 ・緊急給付(第一種)奨学金・緊急特別優待奨学金 ・給付奨学金(一時金給付奨学金(24万円)) ・給付奨学金(併用貸付型)であつたが、いづれかを辞退した場合) ・海外留学支援制度(給付型)の奨学金 ・官民国際海外留学支援制度(給付型)の奨学金 ・大学・地方公共団体・民間団体などから奨学金を受けている方は、その年額(または8ヶ月分)の金額(2020年4月入学)を記入してください。
2) 日本学生支援機構の奨学金(自動表示) ※併用貸付者は第一種奨学金と第二種奨学金の合計が表示されます。				万円	
3) 日本学生支援機構以外の奨学金				万円	
4) アルバイト等収入				万円	
5) その他(貯蓄等の取崩し・臨時収入等)				万円	
収入合計(自動表示) ★				万円	

6. あなたの2019年12月(2020年4月入学者は2020年4月)から2020年11月の支出に関する金額を記入してください。
種類別に記入し、二重に計上しないよう気をつけてください。(金額は1万円未満を切り捨てて記入)

※H-4. の回答によって、画面表示が異なります。①②どちらかのみを記入してください。

① H-4で「1)はい」を選択した場合「自宅通学者」の画面が表示されます。

あなたの支出の種類	円	千	百	円	注意事項等
1) 学費 (授業料・施設費等の学校納付金等を含む)				万円	【含まれるもの】 授業料・施設費、施設設備費、実験演習費、後援会費、母体費、授業料、留学費用等 ・入学以前に支払った授業料等は、こちらに含まれますが、入学金は6. 5)「その他」に含めてください。 ・授業料等減免された方は減免後の金額を記入してください。 ・授業料等全額免除された方は「0」を記入してください。 【含まれるもの】 教科書・図書費・文具購入費・課外活動費・実習旅行費・通学費・部活動やサークル活動費・印刷費等 ・特異した時の経費を含めてください。 ・あなたの収入も、1)に、家庭が負担した食費を含めた場合は、その金額も含めます。 【含まれるもの】 携帯電話等の通話料(インターネット費用等) 【含まれるもの】 医療費・保険費・関費代・理容美容費代・自動車学校の講習費・社会保険料等 保証料の合計が自動表示されます。 ※人的保証制度を選択している方は「0.00」と表示されます。
2) 修学費 (教科書・図書費・文具購入費・課外活動費・通学費等を含む)				万円	
3) 食費 (外食費用)				万円	
4) 通信費 (携帯電話等の通話料を含む)				万円	
5) その他 (医療費・保険費・関費代・理容美容費代・自動車学校の講習費・社会保険料等)				万円	
6) 機関保証制度の保証料(自動表示)				万円	
支出合計(自動表示) ☆				万円	

2020年4月から11月までの収入を計上します。ただし、入学金・前期授業料は2020年3までに支払っていますので計上して下されい。

「家庭からの給付金」については、仕送り・授業料・家賃等のほかに、親が奨学金からでなく直接支払ったものは家庭からの給付に含めます。(教科書代・実習費など) 授業料や生活費・家賃などを、奨学金で払っている場合は、「家庭からの給付金」に計上しないでください。二重計上となります。3月までに支払われた授業料などで、銀行などから融資を受け、入学後の奨学金で銀行に返済した場合なども、計上しないでください。
第一種奨学金貸与者が、入学時特別増額奨学金の貸与を受けている場合は、入学時特別増額奨学金の貸与額を「その他」に計上して下さい。

2020年4月から11月までの支出を計上します。ただし、入学金・前期授業料は2020年3までに支払っていますので計上して下されい。

学費について

食 采: 90万円

こどもも: 88万円

※入学金18万はその他に計上すること。

収入合計－支出合計＝0～35万円 となるように！

日本学生支援機構 貸与奨学金 (入力)

重要

「奨学金継続願」の提出手続きについて



■はじめに

「奨学金継続願」は、学業を続けていくために奨学金が継続して必要か否かを、あなた自身が判断し、提出(入力)するものです。「貸与額通知」の内容を確認し、貸与奨学金は返還する義務があることを十分自覚したうえで、スカラPSから「奨学金継続願」を提出(入力)してください。なお、給付奨学金(新制度)を併せて受給する場合及び授業料等減免の支援を受ける場合において、貸与月額が0円となっても、「奨学金継続願」の提出(入力)は必要です。

1. スカラPSから「貸与額通知」の内容を確認してください。

人的保証の方は、連帯保証人・保証人にも内容を確認してもらってください。また、未成年の方は、親権者の方にも内容を確認してもらってください。

2. 学校の指示に従って「奨学金継続願」の提出(入力)手続きをしてください。

令和3年4月以降も奨学金の継続を希望する方は、スカラPSに登録・ログインし、「奨学金継続願提出画面」から、「奨学金継続願」を必ず提出(入力)してください。

令和3年4月以降の奨学金の継続を希望しない方は、「奨学金継続願」の入力の際に、「奨学金の継続を希望しません」を選択してください。

■「奨学金継続願」の提出(入力)期間について

提出(入力)開始	令和__年__月__日から(※)
提出(入力)締切	令和__年__月__日まで(※) (事前に学校に確認のうえ、日付を記入してください。)
入力時間	8:00~25:00

「奨学金継続願」は、学校が指定する提出(入力)期間内に、必ず提出(入力)しましょう。

※土日祝日も提出(入力)できます。ただし、令和2年12月29日から令和3年1月3日は、年末年始のため提出(入力)ができません。

 **未提出者は廃止** 「奨学金継続願」を未提出のまま提出(入力)期限を過ぎると、継続する意思がないと判断され、適格認定は「廃止」となり、奨学生としての資格を失います。「廃止」と認定されると、4月以降の奨学金は振り込まれません。学校の指示に従って、返還開始の手続きをしてください。

■「奨学金継続願」の提出(入力)方法について



1. 収入に関する証明書を準備

主として生計を維持している人(父、母、祖父、祖母など)及びその他の生計を維持している人(父、母など)の収入に関する証明書(「奨学金継続願」提出(入力)時点で取得可能な直近のもの)の準備が必要です。

給与所得の場合 (年金・恩給・生活扶助費・失業給付金等による収入を含む)	直近の源泉徴収票 各種証明書(複数の収入がある場合は、合計金額を入力します)
給与所得以外の場合	令和元年分の所得税の確定申告(控)

2. 「『奨学金継続願』入力準備用紙」に回答の下書き

「奨学金継続願」入力中、一つの画面で30分以上経過した場合はタイムアウトとなり、最初から入力しなくてはなりません。誤入力防止や円滑な入力のために、入力前に本用紙中面の「『奨学金継続願』入力準備用紙」を記入し、手元に用意してから入力を開始してください。

3. スカラPSにログイン

スカラPSへの登録だけでは、「奨学金継続願」を提出(入力)したことにはなりません。スカラPSの登録及び「奨学金継続願」の提出(入力)は、スマートフォンやタブレット端末からも可能です。インターネット環境が利用できない方は、早めに学校に相談してください。

4. スカラPS「奨学金継続願提出画面」から提出(入力)

提出(入力)終了後に内容訂正が必要になった場合は、至急学校に申し出てください(※訂正できない項目もあります)。

『奨学金継続願』入力準備用紙

1 / 6 画面

A-奨学金継続願について

「奨学金継続願」は、次年度の奨学金の継続の意思を確認するための大切な願出です。この願出の記入内容と、平素の学業成績等を総合的に審査し、学校が奨学金継続の可否等を判断します。願出を提出しても必ず継続して貸与されるとは限りません。

B-誓約欄

日本学生支援機構理事長 殿

奨学金継続願の提出にあたっては、正しく記入することを誓約します。

→ 入力当日の日付を入力してください。

西暦 年 月 日 氏名(全角カナ) 姓(15文字以内) 名(15文字以内)

半角数字 生年月日(西暦) 年 月 日生 半角数字



「奨学金継続願」を提出(入力)する前に、各設問の答えを記入し準備してください。

正しく生年月日を入力してもエラーとなる場合は、学校に確認してください。

「奨学金の継続を希望しません」を選択した場合は、3月までの貸与となり、4月以降は振り込まれません。

この画面の「次へ」ボタンを押すと、入力内容確認画面が表示されます。

2 / 6 画面

C-あなたの個人情報

あなたの個人情報と貸与明細が表示されますので、確認してください。

D-奨学金振込みの継続の確認

あなたは継続願を提出して引き続き4月からの奨学金の振込みを希望しますか。

奨学金の継続を希望します 奨学金の継続を希望しません

E-あなたの返還誓約書情報

登録済みの返還誓約書情報が表示されますので、確認してください。

あなた自身の住民票の住所、電話番号を変更しましたか。

はい いいえ

あなた自身の住民票の住所等に変更がある場合には、下の「住所を変更する」ボタンを押して変更後の住所等を入力してください。

それ以外の情報に変更がある場合には、学校に届出てください。

【人的保証選択者】次の内容が表示されます。

- ・あなた自身の情報(住民票の住所・電話番号・携帯電話番号)
- ・連帯保証人の情報(漢字/カナ氏名・生年月日・続柄・住民票の住所・電話番号・携帯電話番号・勤務先)
- ・保証人の情報(漢字/カナ氏名・生年月日・続柄・住民票の住所・電話番号・携帯電話番号・勤務先)

【機関保証選択者】次の内容が表示されます。

- ・あなた自身の情報(住民票の住所・電話番号・携帯電話番号)
- ・連絡先の情報(漢字/カナ氏名・生年月日・続柄・住所・電話番号・携帯電話番号)

あなた自身の住民票の住所又は電話番号のいずれか一方のみを変更・訂正する場合、変更がない項目も入力する必要があります。

表示された内容に変更がある場合は、学校に届出てください。

※ただし、下線の引かれた項目のみの変更は、今回届出する必要はありません。

「返還の義務を自覚していない」を選択すると、奨学生としてふさわしくないと判断され、次の画面に進めません。

借りた奨学金は貸与終了後に必ず返還する義務があります。ここでは、あなた自身が返還の義務を自覚しているかどうかを確認します。

「学業不振の場合の処置について理解していない」を選択すると次の画面に進めません。

学業不振により卒業延期が確定している(又は可能性が極めて高い)場合や、当年度の修得単位(科目)数が皆無の(又は極めて少ない)場合は、「廃止」又は「停止」の処置がとられます。

3 / 6 画面

F-返還の義務

- 返還の義務を自覚している
- 返還の義務を自覚していない

G-学業不振の場合の処置

- 学業不振の場合の処置について理解している
- 学業不振の場合の処置について理解していない

4 / 6 画面 - 1

H-経済状況

1. 学生生活費の状況など、経済状況は奨学金申込時または前回の継続願提出時と比較して変わりましたか。あてはまるものを一つ選択してください。

(1) 好転した (2) ほぼ変わらない (3) 苦しくなった

2. 主として生計を維持している人(父、母、祖父、祖母など)の昨年1年間(1月～12月)の

所得金額を記入してください。 ※1万円未満は切り捨てて記入してください。

1) 給与所得の場合 源泉徴収票等における支払金額 万円

2) 給与所得以外の場合 確定申告の控における収入・売上金額 万円

所得金額 万円

3. その他の生計を維持している人(父、母など)の昨年1年間(1月～12月)の所得金額を記入してください。 ※1万円未満は切り捨てて記入してください。

1) 給与所得の場合 源泉徴収票等における支払金額 万円

2) 給与所得以外の場合 確定申告の控における収入・売上金額 万円

所得金額 万円

・直近の源泉徴収票・令和元年分の確定申告(控)等の収入証明書の金額を記入してください。

・自営業で確定申告等をしていても給与所得額がある場合は、1)と2)の両方を記入してください。

・年金受給者、生活保護受給者は1)給与所得に記入します。

・「収入金額等」の合計を記入してください。

・「所得金額」の合計を記入してください。(マイナスの場合は0と記入)

その他の生計を維持している人がいない場合は、記入・入力不要です。

現在の経済状況をふまえ、貸与を受けている奨学金の月額が適切か判断する目安とします。
支出に比べて収入が一定額以上多いときには、適切な貸与月額を選択するよう、学校担当者による面接等、指導を受けることになります。

4. あなたは現在家族と同居していますか。

- (1)はい
○(2)いいえ

5. あなたの **2019年12月(2020年4月入学者は2020年4月)から2020年11月**の収入に関する金額を記入してください。

収入及び支出の種類別に記入し、二重に計上しないよう気をつけてください。(金額は1万円未満を切り捨てて記入)

収入計算のポイント

月額ではなく、1年間(または8ヶ月※2020年4月入学者)の収入を計算してください。

【例】毎月3万円ずつ家庭から送金を受け、そのほかに、授業料(70万円)のうち半分の35万円を家庭が直接学校に支払った。残りの授業料(35万円)は、機構の奨学金から30万円を支払い、毎月2万円の長期アルバイト給与と短期アルバイトの給与1万円の中から5万円を支払った。

家庭からの送金 36万円(3万円×12ヶ月※2020年4月入学者は8ヶ月) + 35万円 = 71万円 ⇒ 「1)家庭からの給付」に記入
長期アルバイト 24万円(2万円×12ヶ月※2020年4月入学者は8ヶ月) + 短期アルバイト 1万円 = 25万円 ⇒ 「4)アルバイト等収入」に記入

あなたの収入の種類	百万	十万	万	注意事項 等
1) 家庭からの給付 (家庭が支払った、授業料/施設費等の学校納付金・自宅外通学者の家賃を含む)			万円	・家庭があなたに代わって直接学校へ支払った額も含めて計算してください。 ・自宅通学者の方で家庭が負担した食費や、家庭から一般的に支出される費用のうち、あなたの分として計算することが難しい費用は、収入及び支出から除いてください。
2) 日本学生支援機構の奨学金(自動表示) ※併用貸与者は第一種奨学金と第二種奨学金の合計が表示されます。			万円	以下の奨学金は自動表示に含まれていません。2019年12月から2020年11月に振込まれた金額をご自分で確認し、5.5)「その他」に含めてください。 ・第一種奨学金とあわせて振り込まれた「入学時特別増額貸与奨学金」 ※第二種奨学金とあわせて「入学時特別増額貸与奨学金」が振り込まれた場合は自動表示に含まれます。 ・緊急採用(第一種)奨学金 ・緊急特別無利子貸与型奨学金 ・給付奨学金 ・一時金額給付奨学金(24万円) ・辞退した奨学金(併用貸与であったがいずれかを辞退した場合) ・海外留学支援制度(給付型)の奨学金 ・官民協働海外留学支援制度(給付型)の奨学金
3) 日本学生支援機構以外の奨学金			万円	大学・地方公共団体・民間団体などから奨学金を受けている方は、その年額(または8ヶ月分の金額※2020年4月入学者)を記入してください。
4) アルバイト等収入			万円	
5) その他(貯蓄等の取崩額・臨時収入等)			万円	上記5.2)で自動表示に含まれていない日本学生支援機構の奨学金も5.5)「その他」に含めてください。
収入合計(自動表示) ★			万円	

6. あなたの **2019年12月(2020年4月入学者は2020年4月)から2020年11月**の支出に関する金額を記入してください。

種類別に記入し、二重に計上しないよう気をつけてください。(金額は1万円未満を切り捨てて記入)

※H-4. の回答によって、画面表示が異なります。①②どちらかのみを記入してください。

① H-4で「(1)はい」を選択した場合→**自宅通学者**の画面が表示されます。

あなたの支出の種類	百万	十万	万	注意事項 等
1) 学費 (授業料・施設費等の学校納付金等を含む)			万円	【含まれるもの】 授業料・施設費、施設設備費、実験実習費、後援会費、保険料、留学費用 等 ・入学以前に支払った授業料等は、こちらに含めますが、入学金は6.5)「その他」に含めてください。 ・授業料等減免された方は減免後の金額を記入してください。 ・授業料等全額免除された方は「0」を記入してください。
2) 修学費 (教科書・図書費・文具購入費・課外活動費・通学費等を含む)			万円	【含まれるもの】 教科書・図書費・文具購入費・課外活動費・実習旅行費・通学費・部活動やサークル活動費・駐輪場 等
3) 食費 (外食費用)			万円	・外食した時の経費を含めてください。 ・あなたの収入5.1)に、家庭が負担した食費を含めた場合は、その金額も含めます。
4) 通信費 (携帯電話等の通信費を含む)			万円	【含まれるもの】 携帯電話等の通信費用・インターネット費用 等
5) その他 (医療費・娯楽・嗜好費等)			万円	【含まれるもの】 医療費・娯楽費・間食代・理容美容代・自動車学校の講習費・社会保険料 等
6) 機関保証制度の保証料(自動表示)			万円	保証料の合計が自動表示されます。 ※人的保証制度を選択している方は「0.00」と表示されます。
支出合計(自動表示) ☆			万円	

『適格認定』について

あなたが「奨学金継続願」を提出(入力)すると、学校は適格認定の3つの要素に基づいて、あなたに対する奨学金貸与の継続の可否等を判断する「適格認定」を行います。適格認定は、下表の区分に応じて行われます。

※適格認定の3つの要素

(1)人物について

生活全般を通じて態度・行動が貸与奨学生にふさわしく、奨学金の貸与には返還義務が伴うことを自覚し、かつ、将来良識ある社会人として活躍できる見込みがあること

(2)学業について

修業年限で確実に卒業(修了)できる見込みがあること

(卒業(修了)延期が確定した者又は卒業(修了)延期の可能性が極めて高い者等は原則「廃止」となります)

(3)経済状況について

修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること

認定区分	貸与奨学金交付の取扱い・学校からの指導等	4月以降の貸与奨学金
廃止	<ul style="list-style-type: none"> 貸与奨学金の交付を取り止めます。(奨学生の資格を失います。) 学校を通して「処置通知」を交付します。 ※貸与奨学金の返還開始の手続きが必要です。	振り込まれません。
停止	<ul style="list-style-type: none"> 貸与奨学金の交付を停止します。(1年以内で学校長が定める期間) 学校を通して「処置通知」を交付します。 ※学業成績が回復した場合は、貸与奨学金の交付を「復活」することがあります。貸与奨学金の交付再開を希望する場合は、停止期間終了時に「奨学生学修状況届」の提出が必要です。	日本学生支援機構からの「処置通知」が届くのは4月の交付日以降です。4月分の振込状況は、ご自分で通帳記帳等にて確認してください。
警告	<ul style="list-style-type: none"> 貸与奨学金の交付は継続します。 学校を通して「処置通知」を交付します。 学業成績が回復しない場合は、「廃止」又は「停止」となることがあります。 	振り込まれます。
継続	<ul style="list-style-type: none"> 貸与奨学金の交付を継続します。 	令和3年4月分の交付日は、4月21日(水)です。

・卒業(修了)延期が確定しているにも関わらず「廃止」又は「停止」と認定されていないことが判明した場合等には、認定時に遡って「廃止」又は「停止」に処置を変更します。その場合は、遡った期間に振り込まれた貸与奨学金を速やかに返金しなければなりません。

■ 貸与中の住所変更について

ご自分の住民票住所を変更された場合は、「奨学金継続願」の提出時に変更手続き(入力)をしてください。

人的保証選択者で連帯保証人や保証人の方が住民票住所を変更された場合は、学校に変更を届出てください。

■ 貸与を終了したい場合の継続願について

令和3年4月以降の奨学金の継続を希望しない方は、スカラPSから「奨学金継続願」を提出(入力)する際に、「奨学金の継続を希望しません」を選択してください。

なお、以下の変更を希望する場合は、前もって学校の定める期限までに必ず申し出てください。貸与終了後の変更はできません。

- ・所得連動返還方式から定額返還方式への変更(第一種奨学金・平成29年度以降採用者のみ)
- ・利率の算定方法の変更(第二種奨学金)

【スカラネット・パーソナル(略称:スカラPS)について】

「奨学金継続願」の提出(入力)はスカラPS(奨学金給付・貸与・返還情報提供サービス(個人向け))から行います。

スカラPSの登録手順について <https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>



「奨学金継続願」入力画面の推奨環境

OS(オペレーティング・システム): Windows 8.1、Windows 10、iOS 11 以上、AndroidOS 8.0 以上

ブラウザ(ホームページ閲覧ソフト): Internet Explorer 11、Microsoft Edge、iOS 版 Mobile Safari、Android 版 Google Chrome

※ Android は Google Chrome、iOS は Safari にのみ対応しています。

※ OS: Mac 系、ブラウザ: Firefox や PC 版 Google Chrome 等、上記以外の環境下においては未確認のため、動作保証していません。

「給付奨学金継続願」の提出手続きについて

(入力)

重 要

はじめに

- ◆ 給付奨学生は、**毎年1回**、次年度も継続して給付奨学金を希望することについて、願い出る必要があります。これを「給付奨学金継続願」の提出（入力）手続きといたします。
- ◆ 提出（入力）が確認できない場合は、令和3年4月から給付奨学金の振込みが止まります。
- ◆ **必ず学校の定めた期間内に提出（入力）してください。**
- ◆ 学校は、給付奨学生の学修状況等から、引き続き給付奨学生としての適格性を有しているか否か等の判定結果を機構に報告します。機構は、学校からの報告に基づき、学業成績等に応じて給付奨学金の継続等にかかる必要な措置をとります。この認定を「**適格認定（学業）**」といたします。
- ◆ 適格認定（学業）の結果によっては、**給付奨学金の支給が廃止（打ち切り）**となります。状況によっては、受給済みの給付奨学金について返還が必要となることがあります。（詳細は、4ページの表を参照）
- ◆ 振込が停止中の場合や他の国費を受給中で給付月額が0円となっている場合においても「給付奨学金継続願」の提出（入力）は必要です。
- ◆ 偽りその他不正の手段によって支給を受けた場合は、受給した給付奨学金を返金することになります。

手続きの流れ

(1) スカラネット・パーソナル（以下「スカラPS」）で「給付額通知」の内容を確認

スカラPSから給付奨学金の受給状況を確認してください。

「給付奨学金継続願」はスカラPSを経由して提出（入力）しますので、スカラPSに未登録の方は、必ず事前に登録を済ませてください。

◆スカラPSの登録について⇒<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>



(2) 「給付奨学金継続願」の提出（入力）準備

誤入力の防止や円滑な入力のために、「**入力準備用紙**」（2～3ページ）を作成してください。

(3) スカラPSより「給付奨学金継続願」を提出（入力）

提出（入力）開始	令和___年___月___日から（※）
提出（入力）締切	令和___年___月___日まで（※）
入力時間	8:00～25:00

事前に学校に確認のうえ、日付を記入してください。

※ 土日祝日も提出（入力）できます。

令和2年12月29日から令和3年1月3日までの間は、年末年始のため提出（入力）できません。

「給付奨学金継続願」入力画面の推奨環境

OS(オペレーティング・システム) : Windows 8.1、Windows 10、iOS 11以上、AndroidOS 8.0以上

ブラウザ(ホームページ閲覧ソフト) : Internet Explorer 11、Microsoft Edge、iOS版Mobile Safari、Android版Google Chrome

※ AndroidはGoogle Chrome、iOSはSafariにのみ対応しています。

※ OS : Mac系、ブラウザ : FirefoxやPC版Google Chrome等、上記以外の環境下においては未確認のため、動作保証していません。

『給付奨学金継続願』入力準備用紙

「給付奨学金継続願」を提出(入力)する前に、以下の設問の答えを準備してください。

1 / 5 画面

A-給付奨学金継続願について

「給付奨学金継続願」は、次年度の給付奨学金の継続の意思を確認するための大切な願出です。この願出の記入内容と、平素の学業成績等を総合的に審査し、学校が給付奨学金継続の可否等を判断します。

願出を提出しても必ず継続して給付されるとは限りません。

B-誓約欄

日本学生支援機構理事長 殿

給付奨学金継続願の提出にあたっては、正しく記入することを誓約します。

西暦 年 月 日 氏名(全角カナ) 姓(15文字以内) 名(15文字以内)

誓約日付は入力当日の日付を西暦で正しく入力してください。
半角数字

生年月日(西暦) 年 月 日生

正しく生年月日を入力してもエラーとなる場合は、学校に確認してください。半角数字

2 / 5 画面

C-あなたの個人情報

あなたの個人情報と給付明細が表示されますので、確認してください。

D-奨学金振込みの継続の確認

あなたは継続願を提出して引き続き4月からの給付奨学金の振込みを希望しますか。

- 給付奨学金の継続を希望します
 給付奨学金の継続を希望しません

振込が停止中の場合や、他の国費を受給中で給付月額が0円となっている場合、4月からの振込はありません。

「給付奨学金の継続を希望しません」を選択した場合は、4月以降の給付奨学金の支給を停止します。

3 / 5 画面

「承知していない」「理解していない」を選択すると、給付奨学生としてふさわしくないと判断され、次の画面に進むことができません。

E-給付奨学金の返還

- 交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知している
 交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知していない

F-廃止や停止の処置

- 廃止や停止の処置について理解している
 廃止や停止の処置について理解していない

学業不振により卒業延期が確定した場合や連続して「警告」に該当した場合等は、「廃止」の処置がとられます。

給付奨学金は学業成績が著しく不振、停学等の学校処分により交付が打ち切られた場合には、返還の義務が生じる場合があります。

適格認定（学業）とは

あなたが「給付奨学金継続願」を提出（入力）すると、学校はあなたの学業成績等に基づき、給付奨学金の継続の可否等を判定します。

給付奨学金の適格認定（学業）の区分（適格基準と処置） ※貸与奨学金より厳しい基準で認定されます。

認定区分	適格基準	給付奨学金支給の扱い・学校からの指導等 4月以降の奨学金
廃止	<ul style="list-style-type: none"> 次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること 	<p>【給付奨学金支給の扱い・学校からの指導等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付奨学金の支給を取り止めます。 (給付奨学生の資格を失います。) 学校を通して「処置通知」を交付します。 <p>【4月以降の奨学金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 振り込まれません。 日本学生支援機構からの「処置通知」が届くのは4月の振込日以降です。4月分の振込状況は、ご自分で通帳記帳等にて確認してください 学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合は受給済みの給付奨学金の返還が必要です。
警告	<ul style="list-style-type: none"> 次の1～3のいずれかに該当するとき (上の「廃止」の区分に該当するものを除く。) 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること 	<p>【給付奨学金支給の扱い・学校からの指導等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付奨学金の支給は継続します。 学校を通して「処置通知」を交付します。 学業成績が回復しない場合は、「廃止」となることがあります。 <p>【4月以降の奨学金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 振り込まれます。※ <p>令和3年4月分の振込日は、4月21日(水)です。</p>
継続	<ul style="list-style-type: none"> 「廃止」、「警告」以外の者 	<p>【給付奨学金支給の扱い・学校からの指導等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付奨学金の支給を継続します。 <p>【4月以降の奨学金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 振り込まれます。※ <p>令和3年4月分の振込日は、4月21日(水)です。</p>

※ 振込が停止中の場合や他の国費を受給中で給付月額が0円となっている場合、4月からの振込はありません。

(ご案内)未婚のひとり親世帯への寡婦(寡夫)控除のみなし適用について

令和3年の税制改正によって、従来は対象外であった未婚のひとり親にも、寡婦(寡夫)控除が適用されるようになる予定です。しかしながら、令和2年10月～令和3年9月の支援区分算定にあたっては、令和2年度分の住民税情報を用いるため、適用前の状況が残ってしまいます。

これについて本機構では、令和3年4月～9月の間、改正予定の新たな寡婦(寡夫)控除を前倒して適用します。対象となる方は、お申し込みいただくことにより、寡婦(寡夫)控除が適用されたものとして、支援区分を再判定することができます。(再判定によって支援区分が下がることはありませんが、所得の状況により、支援区分が変更されない場合もあります。)

下記条件に該当し、寡婦(寡夫)控除のみなし適用を希望する場合は、手続方法の詳細について本機構のホームページに掲載していますので、確認のうえ手続きを行ってください。
(ホーム > 奨学金 > 奨学金の制度(給付型) > 申込方法)



○ のみなし控除の対象となる方

以下、(1)から(4)の全てに該当する給付奨学生を対象とします。

- 支援区分が第Ⅰ区分以外の方
(令和2年10月に適用された支援区分の見直しにおいて、支援の対象外となった方を含みます。)
- 生計維持者が、住民税における寡婦(寡夫)控除を受けていない方
- 生計維持者が、令和元年12月31日時点で税法上の扶養親族である子を扶養する婚姻歴(事実婚を含む(※))のないひとり親である方
(※)住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある方は対象外です。令和2年1月1日より前に婚姻歴(事実婚を含む)がなく、かつそれ以降に婚姻歴がある方は対象となります。
- 当該生計維持者の令和元年(平成31年)1月～12月の合計所得金額が500万円以下(給与所得者の場合、年収688万円以下)である方。